

社会福祉法人 結の会

理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(報酬等)

定款第10条第1項第3号に規定する報酬等の支給の基準

1. 理事長の報酬年額は、職員の中の最高支給額（基本給年額：ただし、勤勉手当の額を除く。）の5割増しの範囲内の額を基準とする。
2. 理事長を除く理事及び監事並びに評議員に対する報酬は、支給しない。ただし、別に定める費用弁償の額を支給する。
3. この基準は、平成29年6月13日から適用する。

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(報酬)

第1条 理事長に報酬として、年額3,780,000円を支給する。

2 理事長には、費用弁償は支給しない。

(費用弁償)

第2条 社会福祉法人結の会の業務のために出席する理事長を除く役員及び評議員に対して、費用弁償として日額5,000円を支給する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年9月22日から施行する。

附則

この規程は、平成25年9月20日から施行し平成25年9月1日から適用する。

附則

この規程は、平成27年12月18日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。